

次年度（令和4年度）の障がい福祉事業の概要について

障がい福祉サービス給付および障がい児通所給付、地域生活支援事業について、利用希望者にサービスが行き渡るように引き続き適切な支給決定に努めます。サービス提供事業者の確保や人材不足などの課題はありますが、各事業所と連携した対応を行います。

地域生活支援拠点等事業について、事業の周知と参加事業所の増加を目指します。

複雑化するニーズに対応できるように専門機関との連携を図った相談に努めます。

圏域事業（相談事業等）

- 甲賀市と2市の圏域事業（障がい者生活支援センター（Ⅰ型・Ⅱ型）、相談支援事業、グループホーム地域生活支援員派遣事業等）について、重層的支援体制等事業の実施等に伴い、事業内容や実施方法の見直しを行います。地域生活支援拠点等事業を担っていただくことも含めての総合的な事業の実施を検討します。

ホリデースクール事業

- 長期休暇（夏・春・冬休み）に特化した障がいのある子どもの日中一時支援を社会福祉協議会に委託し実施してきました。ボランティア等との地域との交流の重要性はあるものの、他法人にて実施いただいている日中一時支援助成事業と一体的な実施に変更します。

重度障がい者地域包括 支援事業

- 滋賀県重度障害者地域包括支援事業として、重症心身障害児者や医療的ケア児等に対してサービスを提供する事業者に対して補助を行っています。地域で暮らす重症心身障害児者により安心してサービスを利用してもらうために、看護師などの人員配置加算の充実や、送迎加算を新設します。